

議員の派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和4年6月24日

鹿追町議会議長 吉田 稔

記

- 1 西部十勝4町議会正副議長会議
 - (1) 目的 近隣町村議会との情報・意見交換等により、議会活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 鹿追町 鹿追町役場
 - (3) 派遣期間 令和4年6月29日(水)(1日間)
 - (4) 派遣議員 吉田稔、安藤幹夫

- 2 議会広報研修会(北海道町村議会議長会主催)
 - (1) 目的 議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、紙面充実を図るため
 - (2) 派遣場所 札幌市 ポールスター札幌
 - (3) 派遣期間 令和4年8月23日(火)(1日間)
 - (4) 派遣議員 台蔵征一、清水浩徳、安藤幹夫、川染洋、山口優子

- 3 その他 上記1から2の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。